

2022年1月12日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案 (ED/2021/3) 「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第13号  
及び IAS 第19号の修正案」に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、2021年3月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案（ED/2021/3）「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ IFRS 第13号及び IAS 第19号の修正案」（以下「本 ED」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。

**ガイダンス案について**

2. 本 ED では、「開示の問題点」を解決するためにガイダンス案の開発を提案している。我々は、本ガイダンス案の検討も重要であるが、本ガイダンス案の実効性を確保する体制の整備も同等に、あるいは、より重要であると考えている。特に、本 ED で提案されているガイダンス案は、開示の問題の解決策の一つとして判断の適用に焦点を移動させることを提案しているが、多くの法域において IFRS 基準の適用が要求又は容認されていることに鑑みると、我々は、ガイダンス案を適用して開発した開示要求が、各法域においてコンプライアンスの対象になるという視点も重要であると考えている。具体的には、我々は、監査やエンフォースメントにおいても、判断の適用を重視する体制が構築されている必要があると考えているが、現状では、そのような体制が構築されていないケースがある。このような状況では、IASB が会計基準のみを変更することでは十分ではなく、IASB は監査人や規制当局と協働する必要があると考えている。
3. 本 ED の「はじめに」にあるとおり、我々も、「開示の問題点」は、目的適合性のある情報が十分でないことと、目的適合性のない情報が多すぎることにあると考えている。しかしながら、我々は、本 ED で提案されているガイダンス案は、これらの問題点を十分に解決していないと考える。

#### **(目的適合性のある情報が十分でないことへの解決策について)**

4. 我々は、目的適合性のある情報を十分に企業が提供するには、具体的でありながら詳細すぎない開示目的を定めることが重要であると考えている。
5. しかしながら、ガイダンス案は、利用者のニーズと開示目的を同一視し、その上で、財務諸表作成者である企業に対し、利用者の全体的な情報ニーズ及び詳細な情報ニーズを満たすことを要求している。我々は、このアプローチには問題があると考えている。
6. 我々は、本プロジェクトの問題の本質は、関係者の中で情報ニーズや重要性に関する見解は様々であるということを理解しつつ、会計基準設定主体が、どのようにして、一般目的財務諸表の目的を満たすものを開示目的として会計基準において定めるのかという点にあると考えている。本 ED は、具体的な提案をせずに、すべて利用者のニーズに基づいて解決しようとしているが、それでは利用者のニーズがある様々な情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するプロセスが、恣意的になる可能性がある。我々は、IASB がどのようにして利用者のニーズがある情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するのかについてのガイダンスを開発しなければ、プロジェクトが解決すべき問題は解決されないと考える。

#### **(目的適合性のない情報が多すぎることへの解決策について)**

7. 我々は、目的適合性のない情報が多すぎることに対しては、判断の適用に焦点を移動させることと、重要性の考え方を明確化することが有用であると考えている。

##### *判断の適用に焦点を移動させること*

8. 本 ED は、チェックリストの順守から判断の適用に焦点を移動させることを提案している。我々は、判断の適用に焦点を移動させることを支持するが、チェックリストを用いることが必ずしも適切ではないとは考えていない。
9. 我々は、「チェックリストの順守」が問題となるのは、開示要求に対して判断を適用せず、機械的に開示の要否を決定する場合であると考えている。言い換えれば、判断が適切に適用されている限りにおいては、チェックリストを用いて作業を行うことが効率的であり、したがってチェックリストが有用であると考えている。

## 重要性の考え方を明確化すること

10. 本 ED は、具体的な開示目的への準拠について判断を要求し、全体的な開示目的への準拠についても判断を要求することを提案しているが、我々は、このような 2 段階の判断は、重要性の判断についても同様であることを明確化すべきであると考えている。すなわち、重要性の概念の適用にあたっては、個々の項目について重要性があるか判断することと、財務諸表全体の観点から重要性を考慮する（すなわち、財務諸表全体から見たときに個別には重要であっても開示されないものもある）ことの 2 段階の適用があることを明確化すべきである。我々は、この考え方は IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」で示されている考え方と整合しているものと考えている。

詳細は、別紙の本 ED の個別質問に対するコメントの第 1 項から第 19 項を参照していただきたい。

## 個別基準（IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号）の修正案全般について

11. ガイダンス案についての我々のコメントを踏まえ、個別基準（IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号）の修正案全般についても以下の点から問題があると考ええる。

- 個別基準の開示要求から切り離されたガイダンス案の適用
- 具体的な開示目的の抽出理由
- 強制される情報項目の抽出理由
- 強制ではない場合の開示すべき事項の判断
- 重要性の概念
- 情報が類似又は重複する項目

### （個別基準の開示要求から切り離されたガイダンス案の適用）

12. 我々は、基本財務諸表と注記の関係を整理することが必要であると考えているが、注記の役割として、基本財務諸表において認識した項目に関する情報を補足することや、基本財務諸表において認識しなかった項目についての情報を提供することがあると考えている。実際、現行の個別基準の開示要求は、認識及び測定に関する要求事項を踏まえ、定められてきたと考えている。

13. 本 ED の個別基準の修正案は、現行の個別基準の開示要求と切り離れた形で、本 ED で提案されているガイダンス案のみをベースにして、全体的な開示目的、具体的な開示目的及び具体的な開示目的を満たすための情報項目が提案されている。我々は、現行の個別基準における開示要求については、それらが設けられてきた目的も考慮した上で、ガイダンス案を適用した個別基準の修正案を作成すべきと考える。
14. IFRS 第 13 号は開示の基準であり、当該基準を開発する際、IASB はデュー・プロセスを経て、明確な目的のもとに公正価値ヒエラルキーを導入し、レベルによって開示に差を設けた。しかし、本 ED の IFRS 第 13 号の修正案には、現行の IFRS 第 13 号の公正価値ヒエラルキー（レベル分け）の趣旨を無視していると思われる点があり、我々は、それは適切ではないと考えている。具体的な内容は第 25 項及び別紙の本 ED の個別質問に対するコメントの第 32 項に記載している。

#### **（具体的な開示目的の抽出理由）**

15. 本 ED の個別基準の修正案では、具体的な開示目的が示されているが、当該具体的な開示目的がなぜ抽出されたのかが不明瞭である。前述のとおり、我々は、利用者のニーズがある様々な情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するためのガイダンスが本 ED に欠如していると考えている。そのようなガイダンスを開発した上で、当該ガイダンスに照らして具体的な開示目的を特定すべきである。

#### **（強制される情報項目の抽出理由）**

16. 本 ED は、具体的な開示目的を満たすための情報項目について、「強制ではないが (while not mandatory)」に加えて「しなければならない (shall)」を用いて開示を強制する項目を設けることを提案している。我々は、開示を強制するためには、相応の理由が必要であり、IASB は、強制することとした理由を具体的に説明できるものについてのみ、開示を強制すべきである。また、その理由を述べるにあたっては情報の便益だけではなく、費用対効果についても論じるべきである。

#### **（強制ではない場合の開示すべき事項の判断）**

17. 具体的な開示目的を満たすための情報項目のうち「強制ではないが (while not mandatory)」とされているものについて、開示が強制されていないという点では、会計基準にまったく記載されない他の項目と同じであるにもかかわらず、少なくとも開示が必要かどうかを検討することが、監査対応などで要求される可能性が

ある。前述のとおり、我々は、このような問題は会計基準の変更のみでは解決できないと考えている。

18. 「強制ではないが (while not mandatory)」とされている任意項目については、利用者の情報ニーズを満たすという観点ではなく、マネジメント・アプローチ、すなわち、その情報について、経営者が経営管理上レビューしているかどうかに基づいて開示事項の判断を行うことも検討すべきであると考えている。

#### **(重要性の概念)**

19. 本 ED の個別基準の修正案における具体的な開示目的の書きぶりでは、個別の項目（公正価値測定や従業員給付）の財務諸表全体における重要性とは関係なく、具体的な開示目的をすべて満たすことが要求されているように読める。しかし、我々は、財務諸表全体の重要性の観点から判断を適用して最終的な記載の要否を検討すべきであることが明確になるように記載を追加すべきであると考えている。
20. また、現行基準上では「重要な」場合や「著しい」場合に開示が要求されている項目について、本 ED の個別基準の修正案ではこれらの文言が削除されている。これらの変更について、本 ED は、「重要性」がすべての開示要求に対して適用される概念であることを強化するためであるとしているが（本 ED DG4 項）、我々は、この変更は誤解を招く可能性があると考えている。したがって、我々は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の重要性の概念は維持されており、「強制ではないが (while not mandatory)」とされている情報項目についても引き続き重要性の概念に基づき、開示すべき事項の判断を行うということを基準の本文に記載し、明確化すべきと考えている。

#### **(情報が類似又は重複する項目)**

21. 本 ED の個別基準の修正案において、開示が強制される項目が類似又は重複している箇所がある。開示要求を開発する段階から、このような類似又は重複を避けるように基準を開発すべきである。
22. 例えば、本 ED の IAS 第 19 号の修正案では、関連する繰延税金資産及び繰延税金負債について開示することが提案されている。繰延税金資産及び繰延税金負債は、その金額の大きさから重要性がないとはいえないことが多く、本 ED のアプローチを適用した場合、それぞれの個別基準において繰延税金資産及び繰延税金負債について開示することが要求される可能性がある。一方、IAS 第 12 号「法人所得税」の開示要求は、繰延税金資産及び繰延税金負債に関する包括的な定めを置いてい

る。そこで重複を避けるため、IASB は、繰延税金に関する情報については、それぞれの個別基準において提供する必要はないと考えている。

23. また、本 ED の IAS 第 19 号の修正案では、グロスのキャッシュ・フローについて開示することが提案されている。一方、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項は、キャッシュ・フローに関する包括的な定めを置いている。そこで重複を避けるため、IASB は、キャッシュ・フローに関する情報については、それぞれの個別基準において提供する必要はないと考えている。

詳細は、別紙の本 ED の個別質問に対するコメントの第 23 項から第 31 項、第 32 項及び第 42 項から第 43 項を参照していただきたい。

### **IFRS 第 13 号の修正案について**

24. 本 ED の IFRS 第 13 号の修正案については、本資料第 11 項から第 23 項で指摘した事項に加え、以下の提案について問題があると考ええる。

- レベル 2 とレベル 3 の開示の無差別化
- 代替的な公正価値測定に関する情報
- 為替差額の影響の開示
- 各レベルに含まれる資産及び負債の開示

#### **(レベル 2 とレベル 3 の開示の無差別化)**

25. 現行の IFRS 第 13 号は、公正価値ヒエラルキーのレベル 2 とレベル 3 ではリスク等が明らかに異なると考え、要求する開示に差をつけている。しかし、本レターの第 12 項から第 14 項で記載しているように、本 ED の IFRS 第 13 号の修正案では、現行の個別基準の開示要求と切り離れた形でガイダンス案を適用しているため、レベル 2 であってもレベル 3 であっても開示はほぼ同様の取り扱いとなっている。これは、現行の IFRS 第 13 号の公正価値ヒエラルキー(レベル分け)の趣旨を無視していると思われる。我々は、リスク等も踏まえ、現行基準のようにレベル 2 とレベル 3 の間で要求する開示に差をつけることは問題ないと考えている。本 ED のガイダンス案を適用するにあたっては、現行基準におけるレベル 2 とレベル 3 の間で要求する開示の差も考慮した上で、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル 2 とレベル 3 での必要となる開示を決定すべきと考える。

### **(代替的な公正価値測定に関する情報)**

26. 本 ED の IFRS 第 13 号の修正案は、代替的な公正価値測定に関する情報を開示することを要求することを提案しているが、通常のインプットのみを用いて公正価値を測定している場合には、代替的な公正価値測定を実施することが困難である。したがって、我々は、代替的な公正価値測定に関する情報の開示を任意とすべきであると考えている。

### **(為替差額の影響の開示)**

27. 本 ED の IFRS 第 13 号の修正案は、公正価値測定の当報告期間の期首から期末までの変動の重大な理由を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを要求することを提案しているが (IFRS 第 13 号の修正案の第 114 項から第 117 項)、適切である可能性のある変動の理由として為替差額の影響が挙げられている。為替差額の影響の開示については、現在進められている IASB の基本財務諸表プロジェクトにおいても、過大なコストや労力を伴うこととなる場合は為替差額の種類が例外とされるという暫定決定がされていることから、我々は、開示は任意とすべきであると考えている。ただし、為替差額の変動が公正価値変動の重大な理由である場合には、為替差額の影響について開示することは必要となると考えている。

### **(各レベルに含まれる資産及び負債の開示)**

28. 本 ED の IFRS 第 13 号の修正案は、公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産及び負債に関する情報を開示することを要求することを提案しているが (IFRS 第 13 号の修正案の第 103 項から第 106 項)、デリバティブ取引については、報告期間の末日の測定値によって、資産にも負債にもなり得るという性格を有するために、資産と負債を分けて開示するのではなく、これらをまとめて開示することが適切となる可能性があることから、ネット表示を許容すべきと考える。我々が考える開示案は、本 ED の個別質問に対するコメントの第 35 項に記載している。

詳細は、別紙の本 ED の個別質問に対するコメントの第 32 項から第 35 項参照していただきたい。

### **IAS 第 19 号の修正案について**

29. 本 ED の IAS 第 19 号の修正案については、本資料第 11 項から第 23 項で指摘した事

項に加え、以下の提案について問題があると考えます。

- 数理計算上の仮定の変更による数理計算上の差異と実績調整による数理計算上の差異の区分
- 確定給付制度の性質及び関連するリスクの記述

#### **(数理計算上の仮定の変更による数理計算上の差異と実績調整による数理計算上の差異の区分)**

30. 本 ED の IAS 第 19 号の修正案では、確定給付負債（資産）の純額の変動の重大な理由の期首残高から期末残高への調整表における「数理計算上の仮定の変更による数理計算上の差異」（第 147V 項(i)）及び「実績調整の変更による数理計算上の差異」（第 147V 項(j)）の開示を要求することが提案されている。しかし、これらは互いに関連する項目であり、我々は、両者を区分する意義が明瞭でなく、費用対効果が見合わないため、これらの項目を区分する必要はないと考えている。なお、IAS 第 19 号第 147S 項において数理計算上の仮定は開示が要求される項目とはなっていないことから、我々は、IAS 第 19 号第 147V 項(i)及び第 147V 項(j)における「数理計算上の仮定の変更」と「実績調整の変更」の区分は、第 147S 項に合わせ、開示を任意とすべきであると考えている。

#### **(確定給付制度の性質及び関連するリスクの記述)**

31. 本 ED の IAS 第 19 号の修正案は、確定給付制度の性質及び関連するリスクの記述を要求することを提案しているが（第 147G 項）、我々は、この開示要求が、どの程度詳細な記述を求めているのかを判断することが困難であると考えており、より詳細な説明又はガイダンスを提供すべきであると考えている。

詳細は、別紙の本 ED の個別質問に対するコメントの第 42 項から第 45 項を参照していただきたい。

#### **結びに代えて**

32. 個々の質問に係る我々のコメントについては、別紙を参照されたい。

33. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜  
企業会計基準委員会 副委員長

## 本 ED の個別質問に対するコメント

### 質問 1 — 全体的な開示目的の使用

本 ED の DG5 項から DG7 項は、当審議会が将来において全体的な開示目的をどのように使用することを提案しているのかを説明している。

- (a) 当審議会が将来において IFRS 基準の中で全体的な開示目的を使用すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 全体的な開示目的は、注記において提供される情報が利用者の全体的な情報ニーズを満たすかどうかを企業、監査人及び規制当局が判断するのに役立つであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

1. 次の理由により反対する。
2. 本 ED のガイダンス案は、開示要求について、全体的な開示目的、具体的な開示目的及び具体的な開示目的を満たすための情報項目に分けて記述することを提案している。この提案によって会計基準は読みやすくなると考えられるが、このような起草（drafting）上の改善は随時行われるべきであり、ガイダンス案として提案するまでもない内容であると考ええる。
3. 本 ED は、具体的な開示目的への準拠について判断を要求し、全体的な開示目的への準拠についても判断を要求することを提案しているが、我々は、このような 2 段階の判断は、重要性の判断についても同様であることを明確化すべきであると考えている。すなわち、重要性の概念の適用にあたっては、個々の項目について重要性があるか判断することと、財務諸表全体の観点から重要性を考慮する（すなわち、財務諸表全体から見たときに個別には重要であっても開示されないものもある）ことの 2 段階の適用があることを明確化すべきである。我々は、この考え方は IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」で示されている考え方と整合しているものと考えている。
4. また、全体的な開示目的について、本 ED DG5 項は、財務報告に関する概念フレームワーク（以下「概念フレームワーク」という。）及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における一般目的の財務報告及び財務諸表の目的よりも狭い、基準固有の焦点を提供することを提案しており、その方向性には反対しないが、全体的な開示目的と概念フレームワーク等におけるこれらの概念との関係は明示すべきである。本レターの第 2 項で述べたように、我々は、本 ED で期待される変更は、会計基準のみを変更することでは十分ではなく、IASB は監査人や規制当局と協働する必要

があると考えているが、会計基準としてできることには、開示目的を可能な限り具体的に示すことがあると考えている。

#### 質問 2 — 具体的な開示目的の使用と開示の問題点

本 ED の DG8 項から DG10 項は、当審議会が将来において具体的な開示目的をどのように使用することを提案しているのかを説明している。

(a) 具体的な開示目的及び当該情報は利用者が何を行うことに役立つことを意図しているのかの説明は、財務諸表を作成する際に企業が次のことを行うために判断を効果的に適用するのに役立つであろうことに同意するか。

(i) 目的適合性のある情報を提供する。

(ii) 目的適合性のない情報を取り除く。

(iii) 情報をより効果的に伝達する。

賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

(b) 具体的な開示目的及び当該情報は利用者が何を行うことに役立つことを意図しているのかの説明は、監査人及び規制当局が、企業が財務諸表を作成する際に判断を効果的に適用したかどうかを判断するための十分な基礎を提供するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

5. 次の理由により反対する。

6. 本 ED の「はじめに」にあるとおり、我々も、「開示の問題点」は、目的適合性のある情報が十分でないことと、目的適合性のない情報が多すぎることにあると考えている。しかしながら、我々は、本 ED で提案されているガイダンス案は、これらの問題点を十分に解決していないと考える。

#### (目的適合性のある情報が十分でないことへの解決策について)

7. 我々は、目的適合性のある情報を十分に企業が提供するには、具体的でありながら詳細すぎない開示目的を定めることが重要であると考えている。

8. しかしながら、ガイダンス案は、利用者のニーズと開示目的を同一視し、その上で、財務諸表作成者である企業に対し、利用者の全体的な情報ニーズ及び詳細な情報ニーズを満たすことを要求している。しかし、我々は、このアプローチには問題があると考えている。その主な理由は以下のとおりである。

- 利用者のニーズといっても、実際には様々であるにもかかわらず、ガイダンス案は、あたかもそれが特定できる少数のものであるかのように扱っている。例えば、気候変動は企業によって重要度が異なるため、重要度の高い企業を見ている投資家はこの情報を非常に重視する反面、重要度の低い企業を見ている投資家はそれほど重要と考えないというように、分析のために必要となる情報は変わり得る。ここで、一般目的財務諸表において提供すべき情報の範囲を決定するにあたっての利用者のニーズは、会計基準設定主体が、会計基準の設定プロセスを通じて決定するしかないと考えられる。

なお、関係者の間で誤解が生じないよう、IASB が想定する利用者は、概念フレームワークに従い、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し分析する利用者を想定していることを明確化すべきである。

- 利用者のニーズと開示目的は同一ではない。我々は、利用者のニーズがないものを開示の対象としないことには同意するが、利用者のニーズがあれば、そのニーズを満たす情報をすべて開示することにはならないし、できないと考えている。ここで、実際に開示される内容を決定するにあたり、2段階の選別プロセスを踏むことになると考えられる。第1段階は、利用者のニーズがある情報の中から、会計基準設定主体が、一般目的財務諸表の目的を満たすものを開示目的として会計基準において定めるプロセスである。第2段階は、個々の企業が開示の内容を決定するにあたって重要性に関する判断を行使するプロセスである。2段階のプロセスを経て開示することとした情報が適切であるか否かは、第1段階で会計基準設定主体が選別した開示目的を満たすか否かで判断すべきである。

9. 我々は、本プロジェクトの問題の本質は、関係者の間で情報ニーズや重要性に関する見解は様々であるということを理解しつつ、会計基準設定主体が、どのようにして、一般目的財務諸表の目的を満たすものを開示目的として会計基準において定めるのかという点にあると考えている。本 ED は、具体的な提案をせずに、すべて利用者のニーズに基づいて解決しようとしているが、それでは利用者のニーズがある様々な情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するプロセスが、恣意的になる可能性がある。我々は、IASB がどのようにして利用者のニーズがある情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するのかについてのガイダンスを開発しなければ、プロジェクトが解決すべき問題は解決されないと考える。

10. なお、現在の開示要求では、最後に、具体的な開示要求が存在しない情報であっても、財務諸表利用者の評価又は理解に資する情報は開示すべき旨（いわゆるキャッチ・オール規定）が記載されていることが多い。しかし、前項で記載したように、会計基準設定主体が利用者のニーズから開示目的を選別するプロセスが重要なのであって、キャッチ・オール規定ではプロジェクトが解決すべき問題は解決されないと考える。
11. また、IASB の概念フレームワークは、一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することであるとしている。ここで、財務諸表は、財務報告の中心的部分であり、基本財務諸表（財務諸表の本表）と注記が含まれる。したがって、基本財務諸表と注記によって提供される情報を合わせたところで、財務報告の目的が達成されているかどうかを判断する必要がある。
12. しかしながら、ガイダンス案では、基本財務諸表と注記の関係についてはほとんど触れられておらず、いきなり開示目的の議論からスタートしている。我々は、はじめに、基本財務諸表と注記の関係を整理することが必要であると考えている。
13. 我々は、注記は、以下のような情報を提供するものであると考えている。
  - 報告企業の情報
  - 財務諸表本体で認識及び測定した行項目について、それを説明又は補足する情報を提供すること
  - 基本財務諸表において認識されていないが、企業のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある過去の事象及び現在の状況

特に、財務諸表本体で認識及び測定した行項目に関しては、IASB はどのような目的で認識及び測定の要求事項を定めたか、並びに、同目的を満たすためにどのような開示が必要となってくるかを理解することが重要である、と我々は考えている。

### 質問 3 — 判断の適用の増大

本 ED の DG2 項から DG3 項及び DG8 項から DG13 項は、将来において、当審議会が次のようにすることを提案している理由を説明している。

- (a) 企業が開示目的に準拠することを要求するために規範的な文言を使用する。
- (b) 具体的な開示目的を満たすための情報項目に言及する際に、通常は、規範性のより低い文言を使用する。したがって、企業は、自らの状況において開示すべき情報を決定するために判断を適用することが必要となる。

このアプローチは、開示要求をチェックリストのように適用することから、企業自身の状況において開示目的が満たされたかどうかを判断することに、焦点を移すことを意図している。結論の根拠の BC188 項から BC191 項は、このアプローチが財務諸表における開示に対する企業、監査人及び規制当局の行動に与える可能性の高い影響を記述している。結論の根拠の BC192 項から BC212 項は、このアプローチが財務報告の質に与える可能性の高い影響（このアプローチのコスト面での影響を含む）を記述している。

- (a) このアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) このアプローチは IFRS 基準における開示要求をチェックリストのように使用するのをやめさせる上で効果的であろうということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) このアプローチは開示の問題点への対処を助ける上で効果的であろうということに同意するか。例えば、このアプローチは企業が財務諸表において意思決定に有用な情報を提供するのに役立つか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) このアプローチは実務において運用可能で強制可能であろうということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 適用の初年度及びその後の各年度の両方における、このアプローチのコストについて何かコメントがあるか。予想される増分コストの性質を説明されたい。例えば、企業が財務諸表における開示を作成するために使用するシステムの変更、判断の適用の増大を支援するために必要とされる追加的なリソース、追加的な監査コスト、利用者が情報を分析する際のコスト、電子報告に関する変更など。

14. 本 ED では、「開示の問題点」を解決するためにガイダンス案の開発を提案している。我々は、本ガイダンス案の検討も重要であるが、本ガイダンス案の実効性を確保する体制の整備も同等に、あるいは、より重要であると考えている。特に、本 ED で提案されているガイダンス案は、開示の問題の解決策の一つとして判断の適用に焦点を移動させることを提案しているが、多くの法域において IFRS 基準の適用が要求又は容認されていることに鑑みると、我々は、ガイダンス案を適用して開発した開示要求が、各法域においてコンプライアンスの対象になるという視点も重要であると考えている。具体的には、我々は、監査やエンフォースメントにおいても、判断の適用を重視する体制が構築されている必要があると考えているが、現状では、そのような体制が構築されていないケースがある。このような

状況では、IASB が会計基準のみを変更することでは十分ではなく、IASB は監査人や規制当局と協働する必要があると考えている。

15. 本 ED の「はじめに」にあるとおり、我々も、「開示の問題点」は、目的適合性のある情報が十分でないことと、目的適合性のない情報が多すぎることにありと考えている。しかしながら、我々は、本 ED で提案されているガイダンス案は、これらの問題点を十分に解決していないと考える。

#### **(目的適合性のない情報が多すぎることへの解決策について)**

16. 我々は、目的適合性のない情報が多すぎることに對しては、判断の適用に焦点を移動させることと、重要性の考え方を明確化することが有用であると考えている。

##### *判断の適用に焦点を移動させること*

17. 本 ED は、チェックリストの順守から判断の適用に焦点を移動させることを提案している。我々は、判断の適用に焦点を移動させることを支持するが、チェックリストを用いることが必ずしも適切ではないとは考えていない。
18. 我々は、「チェックリストの順守」が問題となるのは、開示要求に対して判断を適用せず、機械的に開示の要否を決定する場合であると考えている。言い換えれば、判断が適切に適用されている限りにおいては、チェックリストを用いて作業を行うことが効率的であり、したがってチェックリストが有用であると考えている。

##### *重要性の考え方を明確化すること*

19. 本 ED は、具体的な開示目的への準拠について判断を要求し、全体的な開示目的への準拠についても判断を要求することを提案しているが、我々は、このような 2 段階の判断は、重要性の判断についても同様であることを明確化すべきであると考えている。すなわち、重要性の概念の適用にあたっては、個々の項目について重要性があるか判断することと、財務諸表全体の観点から重要性を考慮する（すなわち、財務諸表全体から見たときに個別には重要であっても開示されないものもある）ことの 2 段階の適用があることを明確化すべきである。我々は、この考え方は IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」で示されている考え方と整合しているものと考えている。

質問 4 — 判断の使用を促進するための情報項目の記述

当審議会は、情報項目を識別する際に、次のような規範性のより低い文言を使用す

ることを提案している。「強制ではないが、次のような情報は、企業が開示目的を満たすことを可能にする場合がある」。結論の根拠の BC19 項から BC26 項は、当審議会がこの文言とした理由及び当審議会が検討した代替的な選択肢を記述している。

提案している文言は、企業は具体的な開示目的を満たす方法を決定するために判断を適用する必要がある旨を明確にする文言となっているか。反対の場合、どのような文言を提案するか、また、その理由は何か。

20. 質問 3 に対する回答をご参照。

#### 質問 5 — ガイダンス案に対するその他のコメント

結論の根拠の BC27 項から BC56 項は、当審議会が、将来においてガイダンス案を適用して IFRS 基準における開示要求をどのように開発することを提案しているのかについての他の側面を記述している。結論の根拠の BC188 項から BC212 項は、ガイダンス案を使用して開発される開示要求の予想される影響を説明している。

これらの側面について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な項又は項グループを示されたい（該当がある場合）。

21. 我々は、本ガイダンス案に反対であるため、本質問への回答を差し控える。

#### 質問 6 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC62 項から BC73 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

22. 質問 1 に対する回答をご参照。

#### 質問 7 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC74 項から BC97 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。
- (b) 提案している具体的な開示目的が、財務諸表における重要性がある公正価値測定に関する情報の提供及び重要性がない公正価値測定に関する情報の除去をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するようにするために、目的をどのように変更すべきか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。

#### (IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号に共通したコメント)

##### 個別基準の開示要求から切り離されたガイダンス案の適用

- 23. 我々は、基本財務諸表と注記の関係を整理することが必要であると考えているが、注記の役割として、基本財務諸表において認識した項目に関する情報を補足することや、基本財務諸表において認識しなかった項目についての情報を提供することがあると考えている（別紙の本 ED の個別質問に対するコメント第 13 項）。実際、現行の個別基準の開示要求は、認識及び測定に関する要求事項を踏まえ定められてきたと考えている。
- 24. 本 ED の個別基準の修正案は、現行の個別基準の開示要求と切り離した形で、本 ED で提案されているガイダンス案のみをベースにして、全体的な開示目的、具体的な開示目的及び具体的な開示目的を満たすための情報項目が提案されている。我々は、現行の個別基準における開示要求については、それらが設けられてきた目的も考慮した上で、ガイダンス案を適用した個別基準の修正案を作成すべきと考える。

##### 具体的な開示目的の抽出理由

- 25. 本 ED の個別基準の修正案では、具体的な開示目的が示されているが、当該具体的な開示目的がなぜ抽出されたのかが不明瞭である。前述のとおり、我々は、利用

者のニーズがある様々な情報から一般目的財務諸表に含めるべき情報を選別するためのガイダンスが本 ED に欠如していると考えている。そのようなガイダンスを開発した上で、当該ガイダンスに照らして具体的な開示目的を特定すべきである。

#### 強制される情報項目の抽出理由

26. 本 ED は、具体的な開示目的を満たすための情報項目について、「強制ではないが (while not mandatory)」に加えて「しなければならない (shall)」を用いて開示を強制する項目を設けることを提案している。我々は、開示を強制するためには、相応の理由が必要であり、IASB は、強制することとした理由を具体的に説明できるものについてのみ、開示を強制すべきである。また、その理由を述べるにあたっては情報の便益だけではなく、費用対効果についても論じるべきである。

#### 強制ではない場合の開示すべき事項の判断

27. 具体的な開示目的を満たすための情報項目のうち「強制ではないが (while not mandatory)」とされているものについて、開示が強制されていないという点では、会計基準にまったく記載されない他の項目と同じであるにもかかわらず、少なくとも開示が必要かどうかを検討することが、監査対応などで要求される可能性がある。前述のとおり、我々は、このような問題は会計基準の変更のみでは解決できないと考えている。
28. 「強制ではないが (while not mandatory)」とされている任意項目については、利用者の情報ニーズを満たすという観点ではなく、マネジメント・アプローチ、すなわち、その情報について、経営者が経営管理上レビューしているかどうかに基づいて開示事項の判断を行うことも検討すべきであると考えている。

#### 重要性の概念

29. 本 ED の個別基準の修正案における具体的な開示目的の書きぶりでは、個別の項目 (公正価値測定や従業員給付) の財務諸表全体における重要性とは関係なく、具体的な開示目的をすべて満たすことが要求されているように読める。しかし、我々は、財務諸表全体の重要性の観点から判断を適用して最終的な記載の要否を検討すべきであることが明確になるように記載を追加すべきであると考えている。
30. また、現行基準上では「重要な」場合や「著しい」場合に開示が要求されている項目について、本 ED の個別基準の修正案ではこれらの文言が削除されている。これらの変更について、本 ED は、「重要性」がすべての開示要求に対して適用される概念であることを強化するためであるとしているが (本 ED DG4 項)、我々は、

この変更は誤解を招く可能性があると考えている。したがって、我々は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の重要性の概念は維持されており、「強制ではないが (while not mandatory)」とされている情報項目についても引き続き重要性の概念に基づき、開示すべき事項の判断を行うということを基準の本文に記載し、明確化すべきと考えている。

#### **情報が類似又は重複する項目**

31. 本 ED の個別基準の修正案において、開示が強制される項目が類似又は重複している箇所がある。開示要求を開発する段階から、このような類似又は重複を避けるように基準を開発すべきである。

#### **(IFRS 第 13 号に対するコメント)**

##### **レベル 2 とレベル 3 の開示の無差別化**

32. IFRS 第 13 号は開示の基準であり、当該基準を開発する際、IASB はデュー・プロセスを経て、明確な目的のもとに公正価値ヒエラルキーを導入し、レベルによって開示に差を設けた。しかし、本 ED の IFRS 第 13 号の修正案では、現行の個別基準の開示要求と切り離れた形でガイダンス案を適用しているため、レベル 2 であってもレベル 3 であっても開示はほぼ同様の取り扱いとなっている。これは、現行の IFRS 第 13 号の公正価値ヒエラルキー（レベル分け）の趣旨を無視していると思われる。我々は、リスク等も踏まえ、現行基準のようにレベル 2 とレベル 3 の間で要求する開示に差をつけることは問題ないと考えている。本 ED のガイダンス案を適用するにあたって、現行基準におけるレベル 2 とレベル 3 の間で要求する開示の差も考慮した上で、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル 2 とレベル 3 での必要となる開示を決定すべきと考える。

##### **代替的な公正価値測定に関する情報**

33. 本 ED の IFRS 第 13 号の修正案は、代替的な公正価値測定に関する情報を開示することを要求することを提案しているが、通常のインプットのみを用いて公正価値を測定している場合には、代替的な公正価値測定を実施することが困難である。したがって、我々は、代替的な公正価値測定に関する情報の開示を任意とすべきであると考えている。

##### **為替差額の影響の開示**

34. 本 ED の IFRS 第 13 号の修正案は、公正価値測定の当報告期間の期首から期末まで

の変動の重大な理由を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを要求することを提案しているが（IFRS 第 13 号の修正案の第 114 項から第 117 項）、適切である可能性のある変動の理由として為替差額の影響が挙げられている。為替差額の開示については、現在進められている IASB の基本財務諸表プロジェクトにおいても、過大なコストや労力を伴うこととなる場合は為替差額の分類が例外とされるという暫定決定がされている<sup>1</sup>ことから、我々は、開示は任意とすべきであると考えている。ただし、為替差額の変動が公正価値変動の重大な理由である場合には、為替差額の開示は必要となると考えている。

### **各レベルに含まれる資産及び負債の開示**

35. 本 ED の IFRS 第 13 号の修正案は、公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産及び負債に関する情報を開示することを要求することを提案しているが（IFRS 第 13 号の修正案の第 103 項から第 106 項）、デリバティブ取引については、報告期間の末日の測定値によって、資産にも負債にもなり得るという性格を有するために、資産と負債を分けて開示するのではなく、これらをまとめて開示することが適切となる可能性があることから、ネット表示を許容すべきと考える。本 ED の開示例に対して我々が考える開示案は以下のとおりである（以下の開示案ご参照）。

---

<sup>1</sup> 2021 年 7 月の IASB ボード会議において「企業は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を適用して純損益に含めた為替差額を、当該為替差額を生じさせた項目から生じる収益及び費用と同じ純損益計算書の区分に分類しなければならない。ただし、過大なコストや労力を伴うこととなる場合は例外とし、その場合は為替差額を営業区分に分類する。」と暫定決定されている。

本 ED 設例 15 を基に我々が考える公正価値で測定する資産及び負債の開示案（設例 15 の一部を抜粋、デリバティブについてネット表示）

項目	X9 年 12 月 31 日	下記を使用した当報告期間の末日現在の公正価値測定		
		活発な市場 における 同一資産の 相場価格 (レベル 1)	重大な他の 観察可能な インプット (レベル 2)	重大な観察可能で ない インプット (レベル 3)
<b>経常的な公正価値測定</b>				
<b>資 産</b>				
トレーディング証券合計	153	95	23	35
投資不動産合計	58			58
負債証券合計	412	42	287	83
<b>負 債</b>				
トレーディング証券合計	(84)	(66)	(18)	
条件付支払対価合計	(80)			(80)
<b>デリバティブ：</b>				
金利契約	(43)		(43)	
外国為替契約	28		28	
信用契約	38			38
指標連動スワップ	(35)		(35)	
商品先物契約	21	21		
商品先渡契約	(9)		(9)	
デリバティブ合計	0	21	(59)	38

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権（資産）・債務（負債）は純額で表示しており、合計で正味の債務（負債）となる項目は（ ）で表示。

質問 8 — 当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC74 項から BC97 項は、当審議会が当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが含めないことを決定した情報について論じている。

- (a) IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 105 項、第 109 項及び第 116 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

36. 質問 7 に対する回答をご参照。

質問 9 — 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC98 項から BC99 項は、当審議会が財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を提案した理由を記述している。

- (a) 提案している具体的な開示目的が、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。
- (b) 提案している具体的な開示目的が、財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債に関しての有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するようにするために、目的をどのように変更すべきか。
- (d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。

37. 本件に対してコメントはないため、本質問への回答を差し控える。

質問 10 — 財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC100 項は、当審議会が財政状態計算書では公正価値で測定しないが公正価値を注記において開示する資産及び負債についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述している。

- (a) IFRS 第 13 号の修正 [案] の第 120 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

38. 本件に対してコメントはないため、本質問への回答を差し控える。

質問 11— IFRS 第 13 号の修正案に対するその他のコメント

本公開草案における IFRS 第 13 号の修正案（影響の分析（結論の根拠の BC214 項から BC215 項）及び本公開草案に付属する設例を含む）について、他に何かコメントはあるか。

**（現行の IFRS 第 13 号における評価技法・評価プロセスの説明について）**

39. 現行の IFRS 第 13 号における評価技法・評価プロセスの説明（現行 IFRS 第 13 号第 93 項(d)）は抽象的・一般的な記述にとどまるため、本 ED においてこれらを求める規定が削除された点は改善点であると考えられる。

質問 12 — 確定給付制度についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC107 項から BC109 項は、当審議会が確定給付制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、確定給付制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

40. 質問 1 に対する回答をご参照。

質問 13 — 確定給付制度についての具体的な開示目的

結論の根拠の BC110 項から BC145 項は、当審議会が確定給付制度についての具体的な開示目的を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

(a) 提案している具体的な開示目的が、確定給付制度に関しての利用者の詳細な情報ニーズを反映していることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか。

(b) 提案している具体的な開示目的が、財務諸表において確定給付制度に関する目的適合性のある情報の提供及び目的適合性のない情報の除去をもたらすであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 具体的な開示目的の便益がそれを満たすことのコストを正当化するであろうことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、便益がコストを正当化するようにするために、目的をどのように変更すべきか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。

(d) 提案している具体的な開示目的について他に何かコメントがあるか。回答者のコメントが関連する具体的な開示目的を示されたい。

### (IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号に共通したコメント)

41. 質問 7 に対する回答をご参照。

### (IAS 第 19 号に対するコメント)

#### 情報が類似又は重複する項目

42. IAS 第 19 号の修正案第 147F 項(d)では、確定給付制度に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債について開示することが提案されている。繰延税金資産及び繰延税金負債は、その金額の大きさから重要性がないとはいえないことが多く、本 ED のアプローチを適用した場合、それぞれの個別基準において繰延税金資産及び繰延税金負債について開示することが要求される可能性がある。一方、IAS 第 12 号の開示要求は、繰延税金資産及び繰延税金負債に関する包括的な定めを置いている。そこで重複を避けるため、IASB は、繰延税金に関する情報については、それぞれの個別基準において提供する必要はないと考えている。

43. また、IAS 第 19 号の修正案第 147F 項(e)では、確定給付制度に関連するグロスのキャッシュ・フローについて開示することが提案されている。一方、IAS 第 7 号の要求事項は、キャッシュ・フローに関する包括的な定めを置いている。そこで重複を避けるため、IASB は、キャッシュ・フローに関する情報については、それぞれの個別基準において提供する必要はないと考えている。

#### 数理計算上の仮定の変更による数理計算上の差異と実績調整による数理計算上の差異の区分

44. 本 ED の IAS 第 19 号の修正案では、確定給付負債（資産）の純額の変動の重大な理由の期首残高から期末残高への調整表における「数理計算上の仮定の変更による数理計算上の差異」（第 147V 項(i)）及び「実績調整の変更による数理計算上の差異」（第 147V 項(j)）の開示を要求することが提案されている。しかし、これらは互いに関連する項目であり、我々は、両者を区分する意義が明瞭でなく、費用対効果が見合わないため、これらの項目を区分する必要はないと考えている。なお、IAS 第 19 号第 147S 項において数理計算上の仮定は開示が要求される項目とはなっ

ていないことから、我々は、IAS 第 19 号第 147V 項(i)及び第 147V 項(j)における「数理計算上の仮定の変更」と「実績調整の変更」の区分は、第 147S 項に合わせ、開示を任意とすべきであると考えている。

#### 確定給付制度の性質及び関連するリスクの記述

45. 本 ED の IAS 第 19 号の修正案は、確定給付制度の性質及び関連するリスクの記述を要求することを提案しているが（第 147G 項）、我々は、この開示要求が、どの程度詳細な記述を求めているのかを判断することが困難であると考えており、より詳細な説明又はガイダンスを提供すべきであると考えている。

#### 質問 14 — 確定給付制度についての具体的な開示目的を満たすための情報

結論の根拠の BC110 項から BC145 項は、当審議会が確定給付制度についての具体的な開示目的を満たすための情報項目を提案した理由を記述し、当審議会が検討したが含めないことを決定した情報について論じている。

- (a) IAS 第 19 号の修正 [案] の第 147F 項、第 147M 項及び第 147V 項で提案している情報項目を開示することを企業に要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。
- (b) 提案している情報項目のうち、強制ではないが企業が具体的な開示目的のそれぞれを満たすことを可能にする可能性のあるものに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、また、それは企業が具体的な開示目的を満たすことにどのように役立つか。

46. 質問 13 に対する回答をご参照。

#### 質問 15 — 確定拠出制度についての全体的な開示目的

結論の根拠の BC156 項から BC158 項は、当審議会が確定拠出制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

この提案している目的が、確定拠出制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的な目的を提案するか、また、その理由は何か。

47. 質問 1 に対する回答をご参照。

質問 16 — 複数事業主制度及び共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度についての開示

結論の根拠の BC159 項から BC166 項は、当審議会が複数事業主制度及び共通支配下の企業間でリスクを分担する確定拠出制度についてどの開示目的を適用すべきなのかを提案した理由を記述している。

これらの提案が、これらの制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

48. 質問 1 に対する回答をご参照。

質問 17 — その他の種類の従業員給付制度についての開示

結論の根拠の BC167 項から BC170 項は、当審議会がその他の種類の従業員給付制度についての全体的な開示目的を提案した理由を記述している。

これらの提案が、これらの制度に関しての利用者の全体的な情報ニーズを満たす有用な情報の提供をもたらすであろうことに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

49. 質問 1 に対する回答をご参照。

質問 18 — IAS 第 19 号の修正案に対するその他のコメント

本公開草案における IAS 第 19 号の修正案（影響の分析（結論の根拠の BC216 項）及び本公開草案に付属する設例を含む）について、他に何かコメントはあるか。

50. その他のコメントはないため、本質問への回答を差し控える。

以 上